

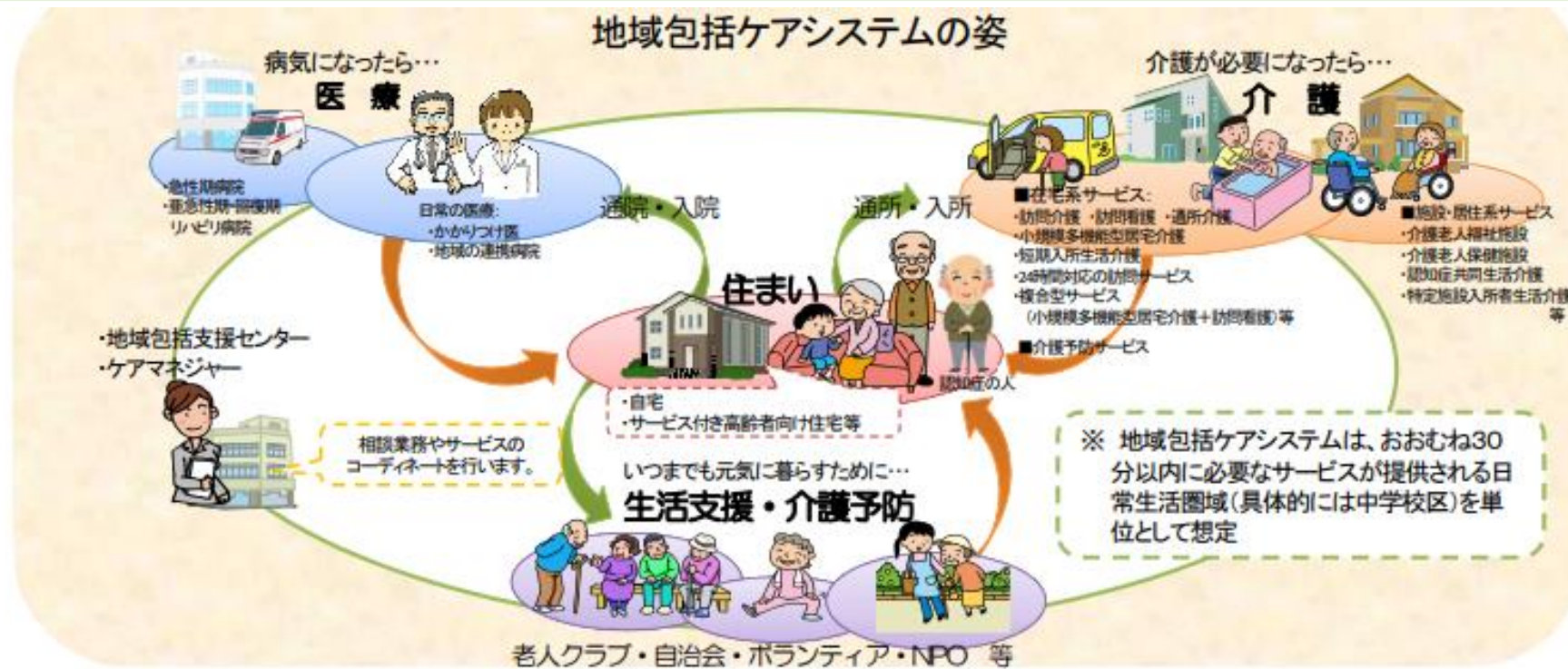
地域包括ケアを進める 上での課題について（事例）

都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議（みやこねっと）

令和5年9月26日

地域包括ケアを進めるうえでの課題

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を実現することとされています。



事例について①

- ・70代男性。ステージ4の癌末期。症状が安定しない状態のまま、退院することを強く希望。
- ・男性は独居、借家、生活保護受給、介護保険未認定、親族との関係は断絶している。
- ・本人の退院時の所持金は数千円程度。生活保護費の支給日まで2週間程度あり。
- ・本人宅には固定電話がなく、携帯電話も所持していない。
- ・本人の症状は急変する可能性もある状態。

- ・自宅で医療保険での訪問看護を利用。訪問介護等、介護サービス利用での援助が必要な状態であるが、入院時に介護認定の申請は行っていたが、認定に時間がかかり、退院後すぐに介護サービスの利用が難しい状態。
- ・自宅には食料等の買い置きはなく、所持金もない事から相談を受けた支援者が、生活保護費支給まで食料等を調達した。
- ・症状が不安定なこともあり、症状の急変など緊急時には本人が支援者に救助を求めたり、救急車を呼ぶ必要があるが、電話がないため手段がない。そのため支援者より、区の保健福祉課あて、高齢者制度で利用できる緊急通報システムの早期の利用ができないかの相談を行ったが、通常は申し込みから使用開始まで2か月程度かかるとの回答であった。今回のケースでは至急の対応は行うが1か月程度はかかるとの回答。そのためサービス導入まで支援者が日々の状態の確認を行うこととなった。

事例について②

- ・70代男性。独居、持ち家、身寄りがいるかどうかは不明
- ・自宅の鍵を紛失し、自宅に入ることができず、コンビニの敷地で過ごしているところを、コンビニの店員が警察へ連絡し、警察で保護され、病院へ搬送された。
- ・認知症と思われる症状あり、自分の氏名も書けない状態。
- ・警察による保護時、金銭や身寄りが分かるものがすぐに見当たらない状況。
- ・介護保険未認定で支援者が自宅を訪問したところ、ごみ屋敷状態。

- ・緊急で入院したが、脱水症状からの尿路感染が主症状であり、いつでも退院は可能な状態。
- ・退院しても介護保険未認定であるため、すぐに介護サービスを利用できない。
- ・収入・資産状況が不明。
- ・今後、資産や収入が判明した場合、金銭の自己管理能力に問題がある。
- ・国民健康保険への加入は確認。

課題について

○医療や介護のサービスが必要であるが、孤立している要支援者へのアプローチをどうするか

- ・地域包括や区等への通報や相談
- ・地域の相談窓口である地域福祉コーディネーターの見守りや見守り相談室への通報や相談
- ・通報や相談につなげるための相談窓口の周知・啓発

○成年後見制度の周知・啓発について

- ・ 様々な状況から、金銭管理ができない場合に備える。

○地域での支援体制

- ・ 関係機関・地域で要支援者の困りごと等を把握し、共有することで連携して支援できる体制づくりを進める。

○容態急変時の備えについて

- ・ 救急車等で緊急搬送される場合に備えて、事前にお薬手帳等の準備について周知しておく。お薬手帳と「もしもの時に伝えるシート」を併せ持ち、医療機関等に提示できるよう啓発する。

○当事者の意思が尊重され、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける」ための準備・普及啓発

- ・ もしもの時に備えて、自分の伝えておきたいことを記録しておく「エンディングノート」や緊急連絡先や自分の思いを医療関係者や自分を支える人に伝える「もしもの時に伝えるシート」等の作成及び啓発
- ・ 任意後見制度の普及啓発、ACP（愛称：人生会議）の啓発など

成年後見制度の説明

・法定後見制度…家庭裁判所により、本人の援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任。次の方を対象。

後見人…精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方

保佐人…精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な方

補助人…精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である方

・任意後見制度…本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度。

任意後見受任者は、契約を結んだ任意後見開始前の者。

・成年後見人は要件を満たしていれば死後事務を行うことができる

（１）個々の相続財産の保存に必要な行為

（２）弁済期が到来した債務の弁済

（３）その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為